

## 川越市社会福祉施設等指導監査実施細則（案）

### （目的）

第1条 この細則は、指導監査を適正かつ円滑に実施するため、「川越市社会福祉施設等指導監査実施要綱」（以下「監査実施要綱」という。）第16条に基づき指導監査の共通事項について定める。

### （実施体制）

第2条 新施設指導監査、一般指導監査の实地監査及び特別指導監査は、班を編成して行う。

- 2 新施設指導監査及び一般指導監査の实地監査の班編成の基準は、別表のとおりとする。
- 3 特別指導監査の班編成は、指導内容に応じて適宜定める。

### （監査項目）

第3条 指導監査等の項目は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

- (1) 新施設指導監査及び一般指導監査の实地監査の項目の区分は、別表のとおりとする。
- (2) 新施設指導監査及び一般指導監査の項目は、自主点検表を参考として行う。
- (3) 特別指導監査の項目は、指導内容に応じ適宜定める。

### （指導監査における基本的共通事項）

第4条 指導監査における基本的共通事項については、別紙1「指導監査における基本的共通事項」のとおりとする。

### （事務処理）

第5条 監査の事務処理は、別紙2「監査事務処理のながれ」による。

- 2 施設への監査結果（指導）通知は郵送とするが、必要に応じて出頭を要請し、内容について補足する。

### （業務管理）

第6条 新施設指導監査及び一般指導監査が終了した後、監査に関する調書等について全般的な見直しを行い、監査調書その他必要なものは素案の段階で関係課所に提示して、意見、要望を取り入れ、次年度の監査に当たるものとする。

### 附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成16年8月11日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### 指導監査における基本的共通事項

- 1 監査時においては、言行は慎重にし、服装については平常の服装とする。
- 2 監査において、疑義、不明な点が生じた場合は、関係課所に照会するなど調査のうえ回答する。
- 3 監査に当たっては、上席者が監査員と担当事項を紹介し、終了予定時刻をあらかじめ知らせる。
- 4 厨房検査は、調理作業の行われていない時間を見計らって（概ね昼食の後始末後）担当監査員1名のみが厨房内に入り、履物を履き替え、手洗いをして実施する。
- 5 監査の講評に当たっては、同席監査員全員にて協議を行う。
- 6 講評の際の施設側の出席者は、理事長、施設長のほか受監職員全員を原則とするが、指導内容及び相手側の状況により理事長又は施設長のみを対象とする等の配慮を行う。
- 7 講評後は、必ず質疑の時間を設けること。
- 8 職員、入所者からの直接的な意見聴取は、当該施設の実情を把握する必要性があり、施設運営に支障が認められない場合に実施すること。

## 別紙 2

### 監査事務処理のながれ

#### 1 監査実施前

- (1) 監査日程の作成は、実施月の3ヶ月前月末頃から作業に取りかかる。
- (2) 施設へ実施通知、事前提出資料及び自主点検表を1ヶ月前の10日前後に発送する。
- (3) 監査1週間前までに、事前提出資料及び自主点検表が提出されているか確認する。  
未着のときは督促し、提出させる。

#### 2 復命及び検討会

- (1) 帰庁後は復命書を作成する。復命書は、①表紙②結果表③監査調書④前年度検討調書⑤事前提出資料⑥その他の参考資料、の順に編綴し、指定の場所に保管する。
- (2) 検討調書を作成し、内部検討会及び関係課所との検討会を毎月実施する。
- (3) 関係課所との検討終了後、その検討結果を基に検討調書の直し、指導文の作成を行い起案する。

#### 3 起案及び通知

- (1) 起案文書は、①起案甲②通知文③指導文④検討調書⑤復命書表紙⑥結果表⑦監査調書⑧前年度検討調書の順に編綴し、その他の資料は別綴じにして施設の個別フォルダーに収納する。  
決裁後、結果通知を発送する。
- (2) 結果通知（改善指導）に対して、施設から回答文書が提出されたら、
  - ①回答文書を供覧し、個別フォルダーに収納する。
  - ②関係課所に通知する。
  - ③担当した監査員は、必要に応じて、状況の確認、再提出等指導する。

別表（第2条、第3条関係）監査班及び指導監査項目

1 新設施設指導監査及び一般実地監査（1法人1施設）

対 象 施 設	監 査 項 目	人 員	内 訳
新設施設	法人・運営管理	原則として 4 人	原則として 1 人
	入所者処遇		1 人
	財務管理		1 人
	施設整備		1 人
民間施設	法人・運営管理	3 人	1 人
	入所者処遇		1 人
	財務管理		1 人
公設民営の施設	法人・運営管理	2 人	1 人
	入所者処遇・財務管理		1 人
民間保育所	法人・運営管理	2 人	1 人
	児童処遇・財務管理		1 人
介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	運営管理	2 人	1 人
	利用者処遇・財務管理		1 人

2 新設施設指導監査及び一般実地監査（1法人複数施設）

上記1を原則としながら、効率的かつ機動的に指導監査できるよう適宜定める。